

きたきゅうキャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)、貯蓄預金(スーパー貯蓄)について発行したきたきゅうキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行が現金自動預入払出兼用機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預入払出兼用機を使用して預金の預入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行および支払提携先のうち当行が現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
なお、現金自動預入払出兼用機、現金自動支払機、自動振込機を総称して、以下「ATM」といいます。
- ④ 当行のATMを使用して預入資金を当行所定の預金口座からの振替えにより払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合
- ⑤ その他当行所定の取引をする場合
なお、当行所定の取引には、第6条に規定する総合口座取引の定期預金の取扱いを含みます。

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (ATMによる振込)

ATMを使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

なお、1日あたりの振込は当行所定の金額の範囲内とします。

5. (ATMによる振替入金)

- (1) 当行のATMを使用して振替入金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる1回あたりの振替入金は当行所定の金額の範囲内とします。

6. (ATMによる総合口座取引の定期預金の取扱い)

- (1) 総合口座取引の普通預金について発行したカードにより当行のATMを使用して、当該総合口座取引の定期預金の満期日に元利息を当該総合口座取引の普通預金口座に振替える予約(以下「定期預金の解約予約」といいます。)および満期時の取扱方法の変更をすることができます。
ただし、この取扱いの対象となる定期預金の種類は当行が定めるものとします。
- (2) 本条に定める取扱いを行う場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードおよび対象の総合口座通帳を挿入し、届出の暗証、対象の定期預金の預金番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
- (3) 本条に定める取扱いについては、対象の定期預金の満期日前の所定の日までに限り行うことができます。また、定期預金の解約予約の取引可能金額は当行所定の金額の範囲内とします。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) ATMを使用して預金の預入れ・払戻しまたは振込をする場合には、

当行および預入提携先・支払提携先・カード振込提携先所定のATMの利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の自動機利用手数料は、当行から預入提携先・支払提携先・カード振込提携先に支払います。
- (3) 当行のATMを使用して振込を依頼する場合には、当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先のATMを使用して振込を依頼する場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

なお、カード振込提携先の振込手数料は当行からカード振込提携先に支払います。

8. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当行のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の預入れ・払戻しをすることができます。
ただし、払戻しは当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度とします。
- (2) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードおよび当行所定の本人確認書類とともに提出してください。
- (3) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前1項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行のATMで使用された場合または当行本支店の窓口にて提出された場合に行います。また、当行本支店の窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過

失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2) 届出の暗証は、当行のATMを利用して変更することができます。変更にはATMの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、書面による届出の必要はありません。

14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先のATMを使用した場合の預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、

そのカードを当行国内本支店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

なお、カード振込提携先のATMを使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

19. (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までには変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

<法人キャッシュカードのお客様へ>

法人キャッシュカードのご利用については、当行ホームページに掲載の「きたきゅう法人キャッシュカード規定」によりお取扱いたします。

以上

(2019年10月1日現在)

きたきゅうデビットカード取引規定

第1章 デビットカード取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行がきたきゅうキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードおよびバンクカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定の預金のキャッシュカードおよびバンクカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額（きたきゅうキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確

引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、きたきゅうキャッシュカード規定に従って補てんを請求することができます。

6. (C0 デビット取引に係る情報の提供)

C0 加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預金口座からの二重引落及び超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、C0 デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、C0 デビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供することがあります。また、苦情・問合せについても、C0 デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供することがあります。

7. (読替規定)

カードを C0 デビット取引に利用する場合におけるきたきゅうキャッシュカード規定の適用については、同規定第9条中「当行本店の窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「C0 デビット取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「ATM」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条中「ATM」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

1. (適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2. (準用規定等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上

(2019年10月1日現在)

ペイジー口座振替受付サービス利用規定

1. (適用範囲)

- (1) 「ペイジー口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人等の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード（当行がきたきゅうキャッシュカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記3(1)の預金口座振替契約の締結を行なうサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
- (2) 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機関（以下「運営機関」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機関に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人等を行います。
- (3) 本サービスは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者に限り利用することができ、代理人カードは利用できません。

- (4) なお、本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードにのみ利用できるものとします。

2. (利用方法)

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は取扱窓口を設置された本サービスに係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、預金者自らカードを端末機に読取らせ、第三者に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必須項目を預金者自ら入力して下さい。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 取扱窓口において購入する商品または、提供をうける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③ 本規定に反して利用された場合
- (4) 以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。

- ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- ③ 当行所定の届出が提出され、カードが利用できない状態にある場合

3.（預金口座振替契約等）

- (1) 前記2.（1）に暗証番号の入力が行なわれ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担する特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。ただし、契約が成立した後に預金者が直ちに口座を解約するなど特段の事情がある場合はこの限りではありません。
 - ① 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします
 - ② 当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行いません。
 - ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能残高を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
 - ④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。
- (2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される預金口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとし、確認書が自己の意に沿わない場合には、直ちに確認書記載の間合わせ先に連絡して下さい。
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行所定の手続により届出のものとします。なお、この届出がないまま長時間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したものと取扱うことができるものとします。

4.（読替規定）

カードを本サービスに利用する場合におけるきたきゅうキャッシュカード規定の適用については、同規定第10条第1項中「ATM」とあるのは「端末機」と、「預金の払戻し」とあるのは「本サービス」と、同規定第15条中「ATM」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

5.（免責事項）

- (1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等止むを得ない事由があったとき
 - ② 当行または、共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた時
 - ③ 収納機関の責めにより帰すべき事由があったとき
- (2) 当行が、本サービスに使用されたカードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- (3) 本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

6.（規定の変更）

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。

- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

7. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、きたきゅうキャッシュカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定等により取扱います。

以上

(2019年10月1日現在)